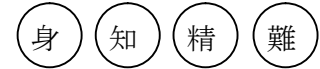


# 7 施設サービス

## 1 入所施設を利用するには

### 障害者支援施設



入所施設において、主として夜間に入浴、排せつ、食事の介護や生活、就労などに関する相談や助言、その他日常生活に必要な支援を行います。

日中は、生活介護や就労継続支援などのサービスを利用します。

利用できる方	障害支援区分4（50歳以上にあつては区分3）以上の方
利用者負担	所得に応じて負担額が異なります。 詳しくは市町村にお問い合わせください。
施設所在地等	長野県公式ホームページに社会福祉施設名簿を掲載しています。 ホーム>健康・医療・福祉>福祉一般>社会福祉法人・施設>社会福祉施設名簿
窓口	市町村障がい福祉担当課

## 2 通所施設を利用するには

### (1) 生活介護事業所



主として昼間、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供します。

利用できる方	障害支援区分3（50歳以上にあつては区分2）以上の方
利用者負担	所得に応じて負担額が異なります。 詳しくは市町村にお問い合わせください。
施設所在地等	長野県公式ホームページに社会福祉施設名簿を掲載しています。 ホーム>健康・医療・福祉>福祉一般>社会福祉法人・施設>社会福祉施設名簿
窓口	市町村障がい福祉担当課

### (2) 就労移行支援、就労継続支援事業所



19 ページの「3 就労支援」をご覧ください。